

大規模事業

キャンパス移転計画

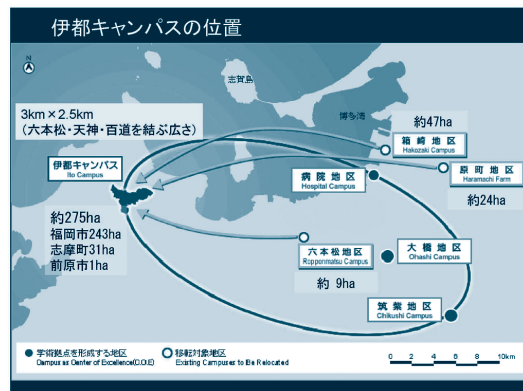
●移転の経緯

九州大学は、専門教育と全学教育の統合・連携などの教育研究上の要請とキャンパスの老朽・狭隘改善を含めた安全性等の確保のために、1991(平成3)年10月、福岡市西区元岡・桑原地区、前原市及び志摩町(H22年1月より糸島市)にまたがる新(伊都)キャンパスへの統合移転を決定し、「時代の変化に応じて自律的に変革し、活力を維持し続ける開かれた大学の構築」と「それに相応しい研究・教育拠点の創造」をコンセプトに、「アジアを重視した世界の拠点大学」、「日本を代表する基幹総合大学」、「都市と共に栄え、市民の誇りと頼りになる大学」を目指して整備を進めてきました。

●伊都キャンパスの概要

伊都キャンパスは、東西約3km、南北約2.5km、275ヘクタールの広大な敷地です。博多湾の西、糸島半島のほぼ中央に位置しており、福岡の中心、天神から約15km、公共機関で約40分の距離にあります。

都市の近郊という利便性を持ちながら、玄界灘に望む豊かな自然が残された静謐な環境にあります。また、ここは、古くから朝鮮半島などからの往来が盛んであったことを示す遺跡が数多く存在する歴史

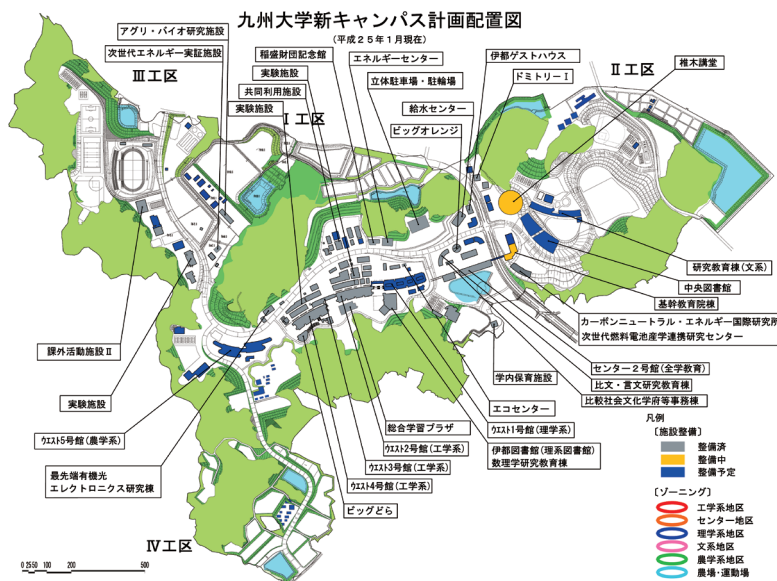


ある地域です。

●移転整備計画

この伊都キャンパスに、箱崎地区(文系、理学系、工学系、農学系等)、六本松地区(全学教育等)、原町地区(附属農場)の3キャンパスを統合移転し、人口約2万人、床面積約50万㎡の施設を計画しています。

2001(平成13)年3月には、長期にわたるキャンパスづくりを一貫して行うための指針である「九州大学新キャンパス・マスタープラン2001」をまとめ、これに沿って各地区の基本設計、建築設計、建物工事を進めています。



●移転スケジュール

移転の第Ⅰステージとして、2005(平成17)年及び2006(平成18)年には、工学系の学生・教職員約5千2百人が移転を完了しました。

移転の第Ⅱステージとして、2009(平成21)年4月には、全学教育、比較社会文化学府・研究院及び言語文化研究院の学生・教職員、同年10月には数理学府・研究院等の学生・教職員、併せて約5千6百人が移転して、生活支援施設関係者等を含めて1万2千人が集う九州大学で最大のキャンパスとなっています。

移転の第Ⅲステージとして、2015(平成27)年秋には、理学系の移転が予定されています。今後、文系、農学系等が2019(平成31)年までに順次移転を完了する予定です。

●学術研究都市構想に基づく伊都キャンパス周辺のまちづくり

伊都キャンパス周辺では、伊都キャンパス誕生にあわせてJR九大学研都市駅が開業するなど、九州大学学術研究都市構想に基づくまちづくりが進んでいます。

伊都キャンパスの隣接エリアである元岡地区では、土地区画整理事業による拠点づくりが進められており、地区内にオープンした福岡市産学連携交流センターでは産学官連携による共同研究が盛んに行われています。さらに2012(平成24)年春には学生

の住まいの供給が始まり、今後、民間企業の研究施設や商業施設の建設が予定されるなど、キャンパス周辺のまちづくりとして着実に整備が進んでいます。

また、キャンパス南口に位置する泊カツラギ地区(糸島市)などでも、学生の住まいや研究所施設用地の整備が着々と進められています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学伊都新キャンパス情報
<http://suisin.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

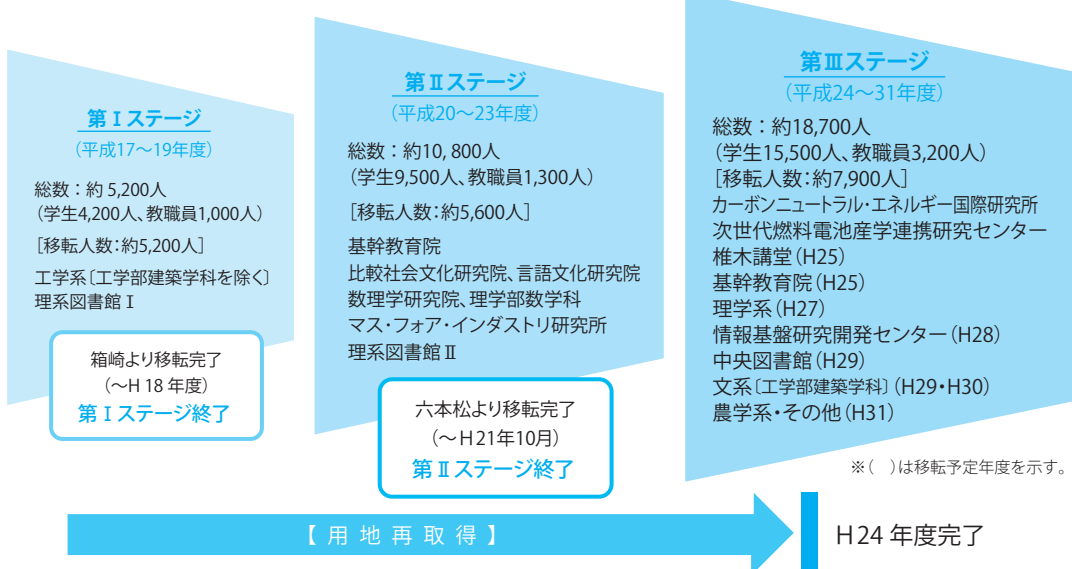
- ・企画部統合移転推進課 092-802-2442
- ・新キャンパス計画推進室 092-642-2208
- ・施設部整備計画課第一計画係 092-642-3862

九州大学基金

九州大学は、平成23年(2011年)に創立百周年を迎えました。百周年を機に百周年記念事業を計画し、平成18年から平成23年まで募金活動を行い、学内外の多くの皆様からご寄附をいただきました。

九州大学ではこの寄附金を基に「九州大学基金」を創設しました。人類の未来を切り拓くリーダーを育成し社会に輩出し続けるため、学生、若手教職員への様々な支援助成事業を実施しています。また、産

移転スケジュールと進捗状況



業界、地域、卒業生、同窓会との連携も視野に入れてこの基金を活用します。

支援助成事業を末永く継続させるため、「九大会員」（本基金への無理のない継続的な支援の制度）を設けている他、随時のご寄附もお受けしています。

○九州大学基金支援助成事業

ー未来を切り拓くリーダーの育成ー

学生、研究者が安心して、教育・研究・診療に専念できる環境を実現し、グローバルに活動する、深い専門的知見と幅広い教養に支えられた豊かな発想力と判断力を持った指導的人材を育成するために、次の支援助成事業を展開します。

山川賞

山川健次郎初代総長の名を冠した賞です。九州大学教育憲章が指向する、人間性、社会性、国際性、専門性について優れた志を持ち、学業成績が優秀な学部学生を選考し、次代を担う若者を育てることを目的としています。受賞者には奨励金を給付します。

博士課程学生の研究奨励金

博士課程学生が、自由な発想のもとに主体的に課題等を選びながら実施する独創的な研究に対して研究奨励金を給付します。

学生の独創的研究活動支援

学生が自ら企画した独創的な研究活動への研究費を支援します。

海外留学渡航支援

学生が海外の大学等へ留学するための渡航費を支援します。

学生の国際会議等参加等支援

学生が国際会議、国際研究集会等で成果発表するための渡航費等を支援します。

課外活動支援

サークル等の活動を活性化するための施設整備等を支援します。

利章奨学金

学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者で、将来、日本を担う学部学生を選考し奨学金を給付します。

若手教職員の長期海外派遣支援

若手教職員を海外の教育研究機関等に派遣し、多様な文化、価値観の中で先進的な研究や優れた教育実践を体験することにより国際感覚を養い、今後の教育・研究や業務に活かすことを目的とし、長期（原則1年以上）在外研究・研修のための渡航費・滞在費を支援します。

若手事務・技術系職員の能力開発、教職員の海外派遣等支援

若手事務・技術系職員が能力開発・資格を取得するための各種研修会等への参加経費、教職員が海外で開催される国際研究集会、学術研究推進・国際交流推進のための渡航費等を支援します。

教材・ソフトウェア等開発、コンテンツ整備等支援

教職員が、より質の高い教育活動を推進するための、教材・ソフトウェアの開発・制作等や各種コンテンツの整備等の経費を支援します。

社会との連携活動支援

教職員が、地域社会、企業・団体等との連携を図るために開催する公開講座、学術講演会、学術国際会議、企業との連携報告会等の経費を支援します。

卒業生・同窓会等との連携活動支援に対する経費

卒業生との緊密なネットワークの形成や同窓会活動を活性化するための経費等を支援します。

大学が推進するプロジェクト

使途を特定された寄附金を積み立てて事業を実施します。

このほかにも、状況に応じて必要な支援助成事業を拡充していきます。

なお、使途を特定された寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿って使用します。

また、教職員を対象とした支援助成事業への申請資格者は、百周年記念事業または九州大学基金への寄附者（一定額以上）とします。

○九州大学基金への寄附

ー未来をつくる若者たちのためにー

教育・研究・診療等の環境整備を充実し、優秀な人材を継続的に輩出していくためには、十分な資金が必要です。今後は、教職員、卒業生、企業など、

各方面からのご支援により財政基盤を確立し、支援助成事業を展開していきます。

*九州大学基金への教職員の寄附について

1. 寄附の金額

額の多少にかかわらずお受けします。なお、1回のご寄附は、事務手続きの都合上、1,000円以上(九大会員は500円以上)でお願いします。

2. 寄附の方法

寄附には、以下の方法があります。パンフレット、振込用紙等を用意していますので、総務部基金事業課(092-642-7129、7101)へお問い合わせください。

- (1)「九大会員」としての寄附(下記3.を参照)
- (2)指定金融機関からのご寄附
- (3)ATM・インターネットバンキングによる寄附
- (4)クレジットカードによる寄附

<http://www.kyushu-u.ac.jp/k-kikin/contribution/usage.php>

- (5)月定額引落による寄附
- (6)現金による寄附
- (7)遺贈による寄附

3. 九大会員について

「九大会員」は、「九州大学基金」の創設に支援いただいた方、「九州大学基金」に所定の額(1万円以上)を寄附いただいた方、及びクレジットカード決済により、毎月、年2回、年1回のサイクルで、定期的に、定額(500円以上から)を、継続的に寄附いただく方に対する会員制度です。

- ・「九大会員」になると、様々な特典が受けられます。
- ・寄附金は累計され、九州大学基金で定める特典が受けられます。
- ・お申し込みは、以下のURLからできます。

<http://www.kyushu-u.ac.jp/k-kikin/contribution/member.php>

4. 税の優遇措置

九州大学基金(国立大学法人九州大学)への寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金として、財務大臣から指定されています。

また、自治体の条例で本学への寄附金が控除対象として指定されている場合、寄附された翌年の1月1日に当該自治体にお住まいの方は、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。本学は、福岡県、福岡市、糸島市などから指定を受けています。その他の自治体については、各自治体の税

務担当課へお問い合わせください。

なお、控除を受けるためには、「寄附金領収書」を添えて、所轄税務署に確定申告を行う必要があります。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学基金ホームページ
<http://www.kyushu-u.ac.jp/k-kikin/>

◆問合せ先

- ・総務部基金事業課
TEL: 092-642-7129、7101
[e-mail: k-kikin@jimu.kyushu-u.ac.jp](mailto:k-kikin@jimu.kyushu-u.ac.jp)